

様式第1号(第4条関係)

太宰府市本人通知制度登録申請書

(宛先) 太宰府市長

令和 年 月 日

申 請 者	住 所	〒 -
	氏 名	
	電 話 番 号	

【申請者の区分 1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人】

太宰府市住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

通 知 を 希 望 す る 人	フ リ ガ ナ 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
	本 籍		筆頭者	
	電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先		

代理人等が申請をする場合は、次の欄にも記入してください。

代 理 人	区 分	1 法定代理人 2 委任状
	フ リ ガ ナ 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先

※次の欄は記入しないでください。

受付	審査	照合	記載	本人等確認書類	備考
				<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()	

注意事項

- 1 この申込書により申込みをし、登録をされた方には、その住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

※1 住民票の写し等とは、住民票（除票及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又は本人と同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等の第三者交付に関する通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの）を送付します。
- 3 通知書は登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象となりません。
- 4 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先などに変更が生じた場合は届出が必要です。
- 5 この申込みによる登録は、登録した日の3年後の12月末日まで有効です。
- 6 登録された方が死亡したときや居所不明により住民票が消除されたとき、国外に転出されたとき、その他市長が特に必要と認めたときは、職権により登録を廃止します。
- 7 この登録は届出により中止することができます。